

令和4年第11回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年11月25日（金）		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時23分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和4年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、中島英樹委員、金子達委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
事務局長	これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和4年第11回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第83号から議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第85号、農地法第4条第1項に規定による許可申請について。 日程第4、議案第86号から議案第95号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第96号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、吉田信雄委員と坂本滋委員にお願いいたします。
事務局	続きまして、日程第2、議案第83号から議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第83号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。 それでは議案第83号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は長年、自身が所有している農地と地続きのこの申請地を、譲渡人買い取りの希望をしておりましたが、この度、売却の意向があったことから、今回の申請に至ったとのことです。 なお、譲受人は、季節ごとの野菜の栽培しており、申請地については、スモモの栽培を考えているとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 横田推進委員。
横田推進委員	11月20日の朝9時に、申請者双方にお会いし、現地も確認してまいりました。

	地権者さんについては、ご職業で県内をまわるようなこともあり、管理が大変な状況の中で、この度の譲受人が、農業の規模を拡大したいというような話の中で申請に至ったとのことです。 譲受人については、申請地で果樹を植えたいということです。日当たりも良く、隣接農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり、決定いたします。 次に、議案第 84 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 84 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請地は、以前から譲受人が耕作していましたが、この度、譲渡人から買い取りの提案をうけ今回の申請に至ったとのことです。 なお、譲受人は鉢物植木の生産を行っており、申請地についても同様の利用を考えているとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。 説明は以上です。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
議長 小和瀬委員	小和瀬委員。 20 日に、中島英樹委員と矢那瀬推進委員と現場を確認しました。 申請地については、二十数年にわたり、鉢物生産場所として、申請者が借りていた土地であるとのことで、水の設備も整っているようです。 譲渡人については、退職後、1 人暮らしということで、農地の管理も難しく、譲り渡したいとのことで、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
事務局	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 84 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 84 号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 85 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 85 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。

事務局	それでは、議案第 85 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請者は、申請地に隣接する宅地に居住しており、申請地に平成元年ごろに物置を増築し、利用しておりましたが、自身の土地について調べていた際に、許可を取らず使用していたことがわかり、正式に許可を得るため申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、始末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員に意見を伺います。 中島広文委員。
中島広文委員	先日の 19 日に午後 1 時頃に、清水推進委員と現場を確認しました。申請者の奥様にもお話を伺い、事務局の説明とおりの内容でありまして、住宅の建て替えを検討していた際に、今回の件が発覚したとのことです。 始末書の添付がありまして、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 85 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 86 号から議案第 95 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	それでは議案第 86 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 86 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は町内で不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の生活環境などが、事業地として適していると考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本推進委員。
坂本推進委員	21 日の月曜日の午前中に、石附委員と現場を確認してまいりました。現地は、保全管理の

	状態で、周囲には住宅が立ち並んでおります。譲渡人の奥様に話を伺いまして、家族としても、耕作しないということで、手放すこととしたそうです。 特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 86 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 87 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 87 号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は神奈川県に住所のある法人ですが、北関東を中心に太陽光発電事業を行っており、事業規模の拡大を図るため、申請に至ったとのことです 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
石附委員	石附委員。 このあとも同様の議案が続きますので、先に質問したいと思います。 この申請があるということは、農地となくなるということですが、この末野地域は耕地整理されていないですし、遊休農地化しているような土地です。時代の要請もあり、太陽光発電の申請が出てきていると思いますが、譲渡人に話を伺いましたが、農地の管理が手に負えず、家族と相談もしているが、保全管理も難しいとのことでした。 許可要件も確認しましたが、周囲に与える影響も少ないと思います。 事務局からあった説明で、質問したいのですが、太陽光発電は公益性の高いものとして、許可見込みがあると判断したのかということです。 この辺りはソーラーの計画が多く出ているエリアですので、このままでよいのかと考えているわけです。 こうしたことを危惧していますので、農地法の支障はありませんが、周りは住宅もありますし、近くの住民は大変危惧されていますので、町としてどういう方針であるのか教えてください。
議長	事務局。
事務局	この度の計画は、公共性が高いからという理由で許可見込みがあるとは考えておりません。
議長	石附委員。
石附委員	全国的にも、こうした事例がありますが、同様の申請があれば、許可がでますよね。 これから一斉に申請があると思いますので、町としてどのように考えているのですか。
議長	事務局。
事務局	先ほど、ご説明させて頂きましたとおり、公共性という観点から審査は行っておりません。 この度の計画が実行できるとする資力や信用、周辺農地の営農条件への支障などで判断し

	ております。 石附委員のご意見のとおり、パネルの反射問題などがありますが、農地法ではなく、生活環境エコタウン課が所管になりますが、太陽光のガイドラインを町が取り決めておりますので、ガイドラインに沿ったかたちで、事業が行われていることと考えております。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 87 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次の議案第 88 号から議案第 91 号については、申請者、申請地ともに関連しておりますので、説明は一括でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、議案第 88 号から議案第 91 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 88 号から議案第 91 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議受人は、神奈川県に住所を置く法人ですが、関東近郊でも太陽光発電事業を手掛けており、申請地が日当たりも良く、また、首都圏であるため、設備のメンテナンスを行いやすい場所であると考え、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 石附委員。
石附委員	先程、述べた意見と同様ですが、農地を保全して、自給率をあげるとか問題がありますが、高性能な機械を使って、農地を集積することで、農地が活用されるという事も無くはないわけです。 こうした申請を認めてよいのかということはあると思いますが、高齢化など深刻な問題が進行しているのです。 私としても農業委員として、これではだめだということで、問題提起しているわけですが、出されたこの案件については、許可せざるを得ないと申し上げておきます。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 89 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第 89 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
議長	次に議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 90 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 92 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 92 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は現在、他市の妻の実家に居住しておりますが、子どもも生まれ、申請者の実家にも近い今回の申請地で、自己用住宅の建築を計画し、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 伊藤推進委員。
伊藤推進委員	19 日に現地を確認しまして、周囲も住宅で問題ありません。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 93 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 93 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は現在、夫婦で譲受人の実家に居住しておりますが、子供も成長し、手狭となってきたため、実家近くで自己用住宅を建築したいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 伊藤推進委員。
伊藤推進委員	19 日の午後に現地を確認しまして、異議はございません。

議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 93 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 94 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 94 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は町内で主に土木業を行っておりますが、埼玉県より、河川の護岸工事の発注を受け、河川沿線の申請地を作業敷地として利用するため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 伊藤推進委員。
伊藤推進委員	19 日に現場を確認してまいりました。許可がでなければ工事が出来ないと思ひまして、問題ないと思います。 ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 94 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 95 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 95 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、貨物自動車運送事業を営んでおり、現在、申請地の北側を寄居営業所の事業所敷地として使用しておりますが、従業員全員が自動車通勤のため、業務用トラックと入れ替え車を駐車しているのが現状で、危険であるため、従業員の駐車場を設けることで事故の予防対策に努めたいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 矢那瀬推進委員。
矢那瀬推進委員	20 日の日曜日に現地を確認し、譲渡人の 1 人に内容を確認しました。問題ないものと思われます。同行したのは、私と小和瀬委員、中島英樹委員になります。

	以上です。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 95 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 95 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 96 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 96 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 96 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 1 件、2 筆、5,923 ㎡です。 農地の内訳につきましては議案書の 5 ページの右下のとおりです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 96 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 96 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。
議長	委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。 (委員から、「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、12 月 26 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 12 月 26 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和 4 年第 11 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

吉田 信雄 委員 坂本 滋 委員

以上2名を選任する

上記顚末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年11月25日

議 長

室岡重雄

委 員

吉田 信雄

委 員

坂本 滋